

自己負担は原則1割ですが、受診者本人の収入や世帯(※①、②を参照)の所得・疾患等に応じて、下表のとおり負担上限月額が設定されています。なお「低所得 1」及び「低所得 2」の方は、東京都独自の医療費助成制度(次ページに記載)の対象となります。

所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支給給付世帯 (※③を参照)	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方(公的年金収入等含む)	2,500円
低所得 2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方(公的年金収入等含む)	5,000円
中間所得層 1	区市町村民税(所得割)額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方	5,000円
	(重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額はなく、自己負担は医療費の1割	
中間所得層 2	区市町村民税(所得割)額が合計3万3千円から23万5千円未満の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方	10,000円
	(重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額はなく、自己負担は医療費の1割	
一定所得以上	区市町村民税(所得割)額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する方(※④を参照)	20,000円
	(重度かつ継続)に非該当の方は、この制度は受けられません	

※①「世帯」の単位は、住民票上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している方をもって同一世帯とします。異なる医療保険に加入している方は別世帯となります。

※② 医療保険が社保・共済等の場合、被保険者の所得が「世帯」の所得となります。

※③「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

※④「一定所得以上」で、高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する場合は、経過措置として令和9年3月31日までは本制度の対象となります。

### 【東京都独自の精神通院医療費助成制度】

東京都では、社保・共済等の医療保険加入者、後期高齢者医療制度被保険者及び国民健康保険組合加入者で区市町村民税が非課税の世帯の方(前ページの表で「低所得1」及び「低所得2」の方)について、自立支援医療費の自己負担額分(負担上限月額 2,500 円または 5,000 円を上限とする)を助成する制度を実施しています。大田区の国民健康保険加入者で区市町村民税が非課税の世帯の方については、同区の国民健康保険より同様の助成制度があります。